

特定非営利活動法人 Bamboo saves the earth 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Bamboo saves the earth という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を富山県富山市八ヶ山145番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を石川県輪島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内の荒廃した竹林の整備、伐採活動や、伐採した竹を資源として有効活用するための調査研究事業の実施など里山保全に関する活動を行うとともに、一般市民に対する環境保全活動及びボランティア活動の普及啓発に関する事業を行うことにより地域活性化に寄与することを目的とする。また、平時においては富山県内における災害時に救援活動をするボランティアに対して、県内の地域ボランティアとそのネットワークを介して連携を図り、互いに助け合う市民社会の形成を目指す事業を行うことにより、災害時において、効果的な活動が出来る体制をつくり、また全国各地の災害に遭遇した被災地の救援活動を行うことで、安心して安全な社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 災害救助活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 竹林・里山の環境保全と活用に関する事業
 - ② 竹林に関する教育・研究支援に関する事業
 - ③ 竹資源を活用した地域のコミュニティづくり、イベント企画・運営に関する事業
 - ④ 地域の減災・防災の強化をめざす市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進
 - ⑤ 災害時の活動及び情報伝達手段の整備と体制づくり
 - ⑥ 災害時を想定したシミュレーション訓練。各種講座の開催による人材育

成、広報啓発

- ⑦ 減災・防災に取り組む市民の相互理解のための交流の場づくり
- ⑧ 災害に強い地域社会づくりの研究と情報提供
- ⑨ 災害被災地への支援活動
- ⑩ その他、目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 飲食店事業
- ③ 菓子製造事業
- ④ 漬物製造事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体
- (3) サポーター この法人の目的に基づく支援を提供する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下とする。
(2) 監事 1人

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任するこ

とができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に、必要に応じて、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

- 第 34 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の

事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、社会福祉法人富山県社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公示については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	澁谷 秀樹
理事（副理事長）	田畑 龍治
理事	中村 喜久男
監事	藤井 康雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金
 - ① 正会員 12,000 円
 - ② 賛助会員 (法人・団体) 10,000 円 (一口)
 - ③ 賛助会員 (個人) 5,000 円 (一口)
- (2) 会費 (但し、入会初年度は会費はなしとする。)
 - ① 正会員 12,000 円 (年額)
 - ② 賛助会員 (法人・団体) 10,000 円 (年額 : 一口)
 - ③ 賛助会員 (個人) 5,000 円 (年額 : 一口)

これは、当法人の現行定款である。

特定非営利活動法人 Bamboo saves the earth
理事 酒井 隆幸

2025年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Bamboo saves the earth

1 事業実施の方針

- ・2025年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 円)
①竹林・里山の環境保 全と活用に関する事業 ②竹林に関する教育・ 研究支援に関する事業 ③竹資材を活用した地 域のコミュニティづく り、イベント企画・運 営に関する事業	竹資源を活用した 商品の開発につい て、調査・研究と 事業化に向けて取 り組む。 県内地域イベント で竹のクラフト教 室開催等 竹の祭典事業呉羽 青少年の家9月	(A) 年間を通じて 必要に応じ実施 (B) B a m b o ラ ボ (富山市八ヶ山) (C) 会員 10名	会員80人 会員20人 富山県民 500人 参加ボランティア 100人 富山県民 500人	1,550,000

④地域の減災・防災の強化をめざす市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進 ⑤災害時の活動及び情報伝達手段の整備と体制づくり ⑥災害時を想定したシミュレーション訓練。各種講座の開催による人材育成、広報啓発 ⑦減災・防災に取り組む市民の相互理解のための交流の場づくり ⑧災害に強い地域社会づくりの研究と情報提供 ⑨災害被災地への支援活動 ⑩その他、目的を達成するために必要な事業	防災危機管理についての調査・研究と事業化に向けて取り組む。 環境保全に関するイベントへの参加と他 NPO法人、関係機関との関係強化	(A)年間を通じて必要に応じ実施 (B)とやま311ネット(富山市八ヶ山) (C)会員 10名 6/21 総曲輪グランドプラザ 9/21 呉羽青少年自然の家 3/31 富山市内	参加市民 500人 参加市民 500人 参加市民 500人 参加ボランティア 100人 被災地被災者 1000人	1,000,000
---	--	--	---	-----------

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:円)
①物品販売事業 ②飲食店事業 ③菓子製造事業	イベント屋台運営・カフェサロン運営	(A)年間を通じて必要に応じ実施 (B)B a m b o oカフェエサロン(富山市西長江)	160,000

④漬物製造事業		(C) 会員 3名	
---------	--	-----------	--

備考

- 1 定款変更の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上「その他の事業に」関する事項を定めているものの、その他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

2026年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Bamboo saves the earth

1 事業実施の方針

・2025年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施 予定日時 (B)当該事業の実施 予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
①竹林・里山の環境保全と活用に関する事業 ②竹林に関する教育・研究支援に関する事業 ③竹資材を活用した地域のコミュニティづくり、イベント企画・運営に関する事業	竹資源を活用した商品の開発について、調査・研究と事業化に向けて取り組む。 県内地域イベントで竹のクラフト教室開催等 竹の祭典事業呉羽青少年の家9月	(A)年間を通じて必要に応じ実施 (B) Bamboo ラボ(富山市八ヶ山) (C)会員 10名	会員80人 会員20人 富山県民 500人 参加ボランティア 100人 富山県民 500人	1,550,000

④地域の減殺・防災の強化をめざす市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進 ⑤災害時の活動及び情報伝達手段の整備と体制づくり ⑥災害時を想定したシミュレーション訓練。各種講座の開催による人材育成、広報啓発 ⑦減災・防災に取り組む市民の相互理解のための交流の場づくり ⑧災害に強い地域社会づくりの研究と情報提供 ⑨災害被災地への支援活動 ⑩その他、目的を達成するために必要な事業	防災危機管理についての調査・研究と事業化に向けて取り組む。 環境保全に関するイベントへの参加と他 NPO法人、関係機関との関係強化	(A)年間を通じて必要に応じ実施 (B)とやま311 ネット(富山市八ヶ山) (C)会員 10名 6/21 総曲輪グラウンドプラザ 9/21 呉羽青少年自然の家 3/31 富山市内	参加市民 500人 参加市民 500人 参加市民 500人 参加ボランティア 100人 被災地被災者 1000人	1,000,000
---	--	--	---	-----------

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:円)
①物品販売事業 ②飲食店事業 ③菓子製造事業	イベント屋台運営・カフェサロン運営	(A)年間を通じて必要に応じ実施 (B)B a m b o o カフェエサロン (富山市西長江)	160,000

④漬物製造事業		(C) 会員 3名	
---------	--	-----------	--

備考

- 1 定款変更の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上「その他の事業に」関する事項を定めているものの、その他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

2025事業年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで
特定非営利活動法人バンブーセーブジアース
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	450,000		450,000
			0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	250,000		250,000
施設等受入評価益			0
			0
3. 受取助成金等			
受取公共民間助成金	2,500,000		2,500,000
受取民間助成金	500,000		500,000
			0
4. 事業収益			
竹林活動事業収益	910,000		910,000
地域活性化事業収益	100,000		100,000
防災危機管理事業収益	100,000		100,000
サロン事業収益		390,000	390,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	300,000		300,000
経常収益計	5,110,000	390,000	5,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	150,000	60,000	210,000
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	150,000	60,000	210,000
(2) その他経費 事業費			
事業費	2,100,000	100,000	2,200,000
旅費交通費	300,000		300,000
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	2,400,000	100,000	2,500,000
事業費計	2,550,000	160,000	2,710,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当	240,000	60,000	300,000
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	240,000	60,000	300,000
(2) その他経費 事務経費			
会議費	60,000		60,000
事務委託	120,000		120,000
手数料	30,000		30,000
賃貸	60,000		60,000
旅費交通費	60,000		60,000
上記以外の事務経費	60,000		60,000
減価償却費	1,575,000		1,575,000
支払利息	25,000		25,000
その他経費計	1,990,000	0	1,990,000
管理費計	2,230,000	60,000	2,290,000
経常費用計	4,780,000	220,000	5,000,000
当期経常増減額	330,000	170,000	500,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
事業間振替	500,000		500,000
経常外収益計	500,000	0	500,000
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	1,000,000		1,000,000
経常外費用計	1,000,000	0	1,000,000
経理区分振替額	170,000	-170,000	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	337,782		337,782
次期繰越正味財産額			337,782

2026事業年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人バンブーセーブジアース
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	450,000		450,000
			0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	250,000		250,000
施設等受入評価益			0
			0
3. 受取助成金等			
受取公共民間助成金	2,500,000		2,500,000
受取民間助成金	500,000		500,000
			0
4. 事業収益			
竹林活動事業収益	910,000		910,000
地域活性化事業収益	100,000		100,000
防災危機管理事業収益	100,000		100,000
サロン事業収益		390,000	390,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	300,000		300,000
経常収益計	5,110,000	390,000	5,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	150,000	60,000	210,000
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	150,000	60,000	210,000
(2) その他経費 事業費			
事業費	2,100,000	100,000	2,200,000
旅費交通費	300,000		300,000
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	2,400,000	100,000	2,500,000
事業費計	2,550,000	160,000	2,710,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当	240,000	60,000	300,000
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	240,000	60,000	300,000
(2) その他経費 事務経費			
会議費	60,000		60,000
事務委託	120,000		120,000
手数料	30,000		30,000
賃貸	60,000		60,000
旅費交通費	60,000		60,000
上記以外の事務経費	60,000		60,000
減価償却費	1,575,000		1,575,000
支払利息	25,000		25,000
その他経費計	1,990,000	0	1,990,000
管理費計	2,230,000	60,000	2,290,000
経常費用計	4,780,000	220,000	5,000,000
当期経常増減額	330,000	170,000	500,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
事業間振替	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	650,000		650,000
経常外費用計	650,000	0	650,000
経理区分振替額	170,000	-170,000	0
当期正味財産増減額	-150,000	0	-150,000
前期繰越正味財産額	337,782		337,782
次期繰越正味財産額			187,782